

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、権限と責任を明確にしたうえで、経営環境の変化に迅速に対応できる経営上の組織体制の構築・整備を継続的に行うことをグループとしての重要な経営課題の一つとして認識し、スピーディーな意思決定ができるよう取締役は少数にとどめ、少数精鋭主義で取締役会を運営しておりますが、グループ経営上の重要な案件につきましては、四半期毎に開催されるグループ戦略会議にて十分な議論を行っております。また、当社グループは、平成15年4月1日から持株会社体制に移行し、当社は持株会社として各事業子会社へ権限を委譲し、経営遂行責任を持たせております。そうした中で、上場企業としての公正性・透明性をもって経営を行うことを担保し、社会や株主、お客様その他のすべてのステークホルダーに対する責任を果たしその信頼を得て、企業価値を向上させていくという経営目的を達成するために、グループ全体としてのコーポレートガバナンスの一層の充実を図ることが極めて重要な課題であると認識しております。なお、当社グループの内部統制の方法として、経営機能は「取締役会」「監査役会」「グループ戦略会議」の3つからなり、経営上の意思決定、業務遂行、経営監視の役割を明確にし、経営の透明性、公正性の向上とコンプライアンスの徹底を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エスアンドアイ	3,150,000	8.76
三井住友海上火災保険株式会社	2,554,000	7.10
高橋 一穂	1,788,000	4.97
高橋 禮子	1,619,600	4.50
VTグロース投資事業有限責任組合	1,278,200	3.55
あいおい損害保険株式会社	1,234,000	3.43
株式会社損害保険ジャパン	1,234,000	3.43
日本興亜損害保険株式会社	1,234,000	3.43
東京海上日動火災保険株式会社	1,234,000	3.43
高橋 淳子	1,132,800	3.15

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 ヘラクレス、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	小売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

子会社には東証マザーズに上場しています株式会社トラストが含まれております。当社グループへの経営関与の基本方針は、企業グループ全体としてシナジーを発揮することを基本としており、グループ会社ごとに目標遂行責任を持たせ、各社が主体的に事業を運営することを基本としております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

社外監査役2名を含んだ監査役会が実施されるとともに、社外監査役は、独立役員として経営から独立した客観性・中立性を確保した立場で取締役会に参加しており、社外からの経営監視という点では十分に機能する体制が整っていると考えられるため、社外取締役を選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役会は、定期的ミーティングにより、会計監査人との情報交換や意見交換(監査にあたっての重点事項、留意事項、スタンスの確認など)を行っております。さらに、常勤監査役は、会計監査人との間で、必要に応じて適宜情報交換を行い、また連携して棚卸監査を実施する等、より効果的・効率的な監査の実施に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室が内部監査を行っております。年度ごとに内部監査室が策定する内部監査方針、内部監査の実施計画や内部監査の内容については、監査役との協議を踏まえて策定し、重点課題などの情報・認識を共有したうえで、内部監査の実施状況や実施結果についても監査役へ報告、意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を向上させるための連携を図っております。また、グループの拠点数が多く、広範な業務を行っていることから、監査役がより正確に現状を把握するために、内部監査活動へ同行し、現場責任者への事情聴取・書類閲覧・実地調査等を行い、より効果的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
柴田 和範	公認会計士				○					
鹿倉 祐一	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
柴田 和範	独立役員に指定	当社グループの成長に貴重な提案、助言が期待できる人物及び経験豊富な会計の専門家を招聘しております。また、独立役員として求められる独立性の要件を満たし、且つ、社外監査役として会社業務執行者から独立した立場で、当社経営に対し適格な助言、監督を行なっていただいていることから、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。
		当社グループの成長に貴重な提案、助言が期待できる人物及び経験豊富な法律等の専門家を招聘しております。

鹿倉 祐一	独立役員に指定	また、独立役員として求められる独立性の要件を満たし、且つ、社外監査役として会社業務執行者から独立した立場で、当社経営に対し適格な助言、監督を行なっていたことから、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。
-------	---------	--

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

2010年3月期における取締役会の開催は14回で、社外監査役の出席率は柴田氏が79%、鹿倉氏が93%となっております。また、9回開催された監査役会には柴田氏が89%、鹿倉氏が100%出席となっております。なお、出席した会議においては、各報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、個人別の支給水準につきましては、取締役の経営努力、業績への貢献を動かし、水準を決めております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員等への付与理由は、当社グループの業績に貢献した者を対象者としております。また、取締役や従業員の経営努力・勤労意欲の促進を高める効果を期待しております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況 更新	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成22年3月期における取締役報酬並びに監査役報酬の内容は以下の通りです。

- 取締役(5名)に対する報酬 159百万円
- 監査役(4名)に対する報酬 16百万円(うち社外監査役(2名)4百万円)
- ※上記取締役報酬の額には、平成20年6月27日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役3名に付与した新株予約権150万円(報酬としての額)並びに当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額31百万円を含んでおります。
- ※上記監査役報酬の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額1百万円を含んでおります。
- ※取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。
- ※上記報酬額のほかに、過年度の役員退職慰労引当金繰入額90百万円があります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会の開催に伴う社外監査役への情報の提供・説明は原則毎月1回(1~2時間程)以上定期的に行っております。また、業務の対価としての報酬水準は取締役会・監査役会の一層の活性化、経営の充実、経営の透明性を高めるための貴重な助言、提案等を考慮し、妥当な水準と考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

当社は、具体的に以下のような経営機能を通して、コーポレートガバナンス体制を構築し、「経営の透明性・公正性」「経営の意思決定と職務執行の分離」「客観的経営監視体制」等を実現するとともにコンプライアンスの徹底を推進しております。
※なお、現状の体制を採用している理由については、1.機関構成・組織運営に係る事項(2)取締役関係 3 社外取締役の選任状況 現状の体制を採用している理由を参照ください。

1.業務執行機能

(取締役会)
当社の取締役は、平成22年6月29日現在で5名であります。取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監査・監督しております。また、取締役の経営責任を明確にするため、その任期を1年にしております。
(グループ戦略会議)
グループ経営上の重要な案件につきましては、当社及びグループ各社の経営陣によって構成されるグループ戦略会議を四半期ごとに開催することで、多面的な検討とともに慎重に協議し、グループ全社的な意思統一を図っております。
(グループコンプライアンス委員会)
グループのコンプライアンス体制を統括するためグループコンプライアンス委員会を設置しており、グループ内のコンプライアンスに関する情報を共有し、重要事項を審議して対応方針等をグループ各社に展開することで、グループ全体のコンプライアンス推進を図っております。

2.監査監督機能

(内部監査)
社長直属の内部監査室が内部監査規定に基づき、法令及び社内諸規定の遵守状況を監視し、業務上の不正・誤謬による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上など、内部統制システムの構築・運用状況のチェックを目的として内部監査を行っております。
(監査役監査)
当社の監査役会は、平成22年6月29日現在、常勤監査役1名と非常勤監査役1名及び社外監査役2名の計4名で構成されております。監査役は、重要会議への出席、取締役からの営業報告の聴取及び関連会社に対する業務監査、会計監査人の監査方法の適切性の協議、内部監査室との情報交換等により、業務執行状況全般を監視しており、監査結果は取締役会に対して報告、助言または是正の勧告を行います。
(会計監査)
当社の会計監査人であり監査法人東海会計社及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は監査法人との間で監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。2010年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名については以下の通りです。

監査法人東海会計社 代表社員・業務執行社員 小島興一氏、後藤久貴氏
※当社を中心としたグループ全体での内部監査体制の充実・強化を進め、当社及びグループ各社の監査役への情報提供を促進した上で、グループ監査役連絡会などを通じた情報共有・意見交換を行い、監査役機能の実質的向上を図っております。

3.報酬の決定

各取締役および各監査役の報酬に関しましては、会社の業績ならびに取締役または監査役としての役割および貢献を勘案のうえ、株主総会においてご承認いただいた総額の範囲内において、取締役については取締役会の決議を以って、また、監査役については監査役会の決議を以って、それぞれがこれを決定することとしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は企業の最高意思決定機関として捉え、企業活動全般にわたる情報公開の場として、一般株主の参加、株主との対話政策を積極的に推進し、開かれた株主総会の一環として早期開催を検討しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証主催 第4回名証IRセミナーin東京(平成21年12月10日)などに参加し、企業概要・直近業績・今後の経営目標などについて、定期的に会社説明会を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び中間決算に合わせて、5月及び11月に、名古屋及び東京においてもアナリスト向け説明会を実施し、企業概要・直近業績・今後の経営目標の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ http://www.vt-holdings.co.jp にて、『決算短信』、『適時開示資料』、『決算説明会資料』などについて掲載しております。	なし

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の社は「我々は、常に若さとアイデアと不断の努力により、顧客に安全と堅実なサービスを提供し、地域社会に貢献すると共に社業の発展に努力する。」を指針とし、社会の公器として地域社会、株主、従業員など全てのステークホルダーにとって価値ある企業を目指しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の取締役コンプライアンス推進部長(以下、担当取締役といいます。)を責任者として、グループ行動規範・コンプライアンス規程等のルール整備及びグループコンプライアンス委員会(以下、委員会といいます。)の設置、担当部署への人員配置等の組織整備を行うとともに、内部通報制度として違反行為を発見した場合の通報窓口(コンプライアンス相談窓口)を外部法律事務所に設け、全取締役及び使用人による法令・定款の遵守を徹底します。

(2) 重要なコンプライアンス上の事態が発生した場合は、委員会に対して報告が行われ、委員会において対策等が審議されてグループ各社の取締役会へ報告されます。

(3) 担当取締役は、委員会を通じてグループ内のコンプライアンスの実施状況を管理し、教育研修体制の構築を推進することでグループにおけるコンプライアンスの周知徹底を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報・文書(以下、職務執行情報という。)は、取締役管理本部長(以下、担当取締役という。)を責任者として、法令及び当社社内規程等に従って適切に保管管理しております。

(2) 担当取締役は、社内の重要事項に係る職務執行情報をデータベース化し、当該各文章等の存否及び保存状況を直ちに検索する事が可能な体制を構築いたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスク管理に関する基本ルールを策定し、リスク管理全般についての情報収集・分析・評価・対応までの一連の活動を通じた体系的なリスク管理体制を確立します。また、子会社を含めたグループとしてのリスク管理を強化する為、グループ戦略会議において当社及び当社グループ内で発生が予想されるリスク及び潜在的リスクを排除・防止する為の協議を行うものとします。

(2) 内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づく監査計画を策定し内部監査を行うこととしており、内部監査を通じて損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告されます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念に基づき策定される年度計画及び中期経営計画の目標達成のために各業務執行ラインで活動することとし、経営計画が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行います。

(2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に基づき該当事項を取締役に付議するものとし、取締役会においては経営判断の原則を踏まえ、議題に関する十分な資料が全役員に配布されるものとします。

(3) 日常の業務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者がそれらの規程に基づき業務を遂行します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の適切な経営管理を行い、グループ戦略会議を通じて、子会社等における損失リスクの把握と報告に努めます。

(2) 当社は、グループ行動規範及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社等と共有します。

(3) グループ会社間の不適切な取引または会計処理を防止するため、当社内部監査室は子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置し、当該使用人は監査役の指示に従って職務を行います。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告等に関する事項

(1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて下記の項目を始めとする必要な報告・情報提供を行います。

- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況に関する報告
- ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況に関する報告
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更に関する報告
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容に関する報告
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容に関する報告
- ・社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、監査役が取締役会及び重要な機能会議等に出席する体制を整備すると共に、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換する機会を設けます。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(1) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全力を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない」旨を規定し、全取締役及び使用人へ周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合、コンプライアンス推進部を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行うこととします。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

